

新潟市告示第77号

道路の供用廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市江南区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成20年2月18日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用廃止年月日
市道	東9-37号線	新潟市江南区笹山字山中境414番地先から 新潟市江南区笹山字山中境436番地先まで	平成20年2月18日